

利用料金

(1) 利用料

訪問回数の上限	別に厚生労働大臣が定める者を除き週3回			
算定単位	1日につき算定			
基本療養費（Ⅰ）	週3日まで	5,550円	週4日以降 6,550円（看護師等）	
	週3日まで	5,050円	週4日以降 6,050円（准看護師）	
	夜間・早朝訪問看護加算	2,100円		
	深夜訪問看護加算	4,200円		
基本療養費（Ⅲ）	入院中1回に限り（ガン末期、難病等は2回） 8,500円			
管理療養費	初日	7,400円		
	月の2日目以降	2,980円/日		
1日複数回の訪問	1日に2回訪問を実施した場合	4,500円		
	1日に3回以上訪問を実施した場合 （回数制限のない患者に限る）	8,000円		
加 算 等	24時間対応体制加算	利用者、家族等に対する24時間の連絡体制と計画外の緊急訪問も必要に応じて行う体制		6,400円/月
	特別管理加算	特別な管理を要する利用者に対して計画的管理を行った場合に算定。利用者の状態に合わせて、いずれかを加算		5,000円又は2,500円/月
	特別管理指導加算	特別管理加算の算定対象者に退院時共同指導を行った場合に加算		2,000円/退院月1回
	長時間訪問看護加算	特別管理加算等の算定対象者に対して、90分以上訪問看護を行う場合に週1回に限り加算（別に厚生労働大臣が定める者にあつては週3回を限度とする）		5,200円（週1回）
	複数名訪問看護加算	利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等に加算（職種により加算額が異なる）		（看護師） 4,500円（週1回） （准看護師） 3,800円（週1回） （看護補助者） 3,000円（週3回）
		<別に厚生労働大臣が定める場合に限る>		（看護補助者） 3,000円（1日に1回） （看護補助者） 6,000円（1日に2回） （看護補助者）10,000円（1日に3回以上）
	緊急訪問看護加算	訪問診療を受けている利用者やその家族等の求めに応じて計画外の訪問看護を行った場合に加算		2,650円/日
	乳幼児加算	6歳未満の利用者に対して訪問看護を実施した場合、1日につき1回限り加算		1,500円/日
	退院時共同指導加算 （特別管理加算等算定を要する方は2回）	退院もしくは退所にあたり、主治医やその他の職員と連携して、在宅生活における療養上必要な指導を行い、その内容を文書で提供した場合に加算		8,000円
	退院支援指導加算	退院日に在宅において、療養上必要な指導やケアを行った場合に加算		6,000円
在宅患者連携指導加算	訪問診療を受けている利用者の医療関係職種で情報共有し、その情報をもとに指導等を行った場合に月1回加算		3,000円（月1回）	

在宅患者緊急時等カンファレンス加算	利用者の病状の変化に伴い、主治医の求めに応じ、在宅において会議に参加した場合に月2回まで加算	2,000円（月2回）
訪問看護情報提供療養費1	利用者に関わる市町村等に対して、訪問看護に関する情報を提供した場合に加算	1,500円/月
訪問看護情報提供療養費2	学校等に入学や転学時等、当該学校に初めて在籍する利用者について訪問看護の状況を情報提供した場合に加算	
訪問看護情報提供療養費3	保険医療機関等に入院・入所するにあたり、主治医に訪問看護に係る情報を提供した場合に加算	
訪問看護ターミナルケア療養費1	主治医との連携の下に訪問看護師等が在宅での終末期看護の提供を行った場合に加算	25,000円
訪問看護ターミナルケア療養費2	特別養護老人ホーム等で主治医との連携の下に訪問看護師等が終末期看護の提供を行った場合に加算	10,000円
特別地域訪問看護加算	別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に対して指定訪問看護を行う場合	所定額の50/100
後期高齢者医療制度を利用する場合 （75歳以上又は65歳以上の認定者）	原則 月利用金額の1割負担 一定以上所得者 月利用金額の3割負担	
国民健康保険を利用する場合 （70歳以上75歳未満）	平成26年4月1日以前70歳になられた方 月利用金額の1割負担 平成26年4月2日以降70歳になられた方 月利用金額の2割負担 一定額以上所得者 月利用金額の3割負担	
国民健康保険を利用する場合 （70歳未満・退職者）	月利用金額の3割負担	
社会保険を利用する場合 （被保険者）	月利用金額の3割負担	
社会保険を利用する場合 （家族）	月利用金額の3割負担	
義務教育就学前の乳幼児の場合	月利用金額の2割負担	
その他の利用料 （実費にて請求）	①身体障害者の医療受給者や特定医療受給者証など、公費対象の方の場合は利用金額が免除もしくは減額されます。 ②差額分 ・90分以上の訪問 ・営業日以外 1回 1,000円（税別） ③材料等必要物品 購入時価 ④交通費 青森市内 無料 青森市外 実施地域を越えた地点から片道1kmにつき50円（税別）	

（2）死後の処置料

10,000円（税別）